学生のための
危機管理マニュアル

改訂版（令和４年４月）

大阪河﨑リハビリテーション大学
危機管理委員会
学生委員会

大阪河﨑リハビリテーション大学学生のための危機管理マニュアル

●	**目次**	1
１	**安全な学生生活を送るために**	2
２	**緊急時の連絡**	2
	⑴ 重大な事故や事件が起こった場合	2
	⑵ 大規模な自然災害が起こった場合	2
	⑶ 担任からの連絡	2
３	**不審者・不審物の連絡**	3
４	**交通事故への対策**	3
	⑴ 交通事故防止のための注意事項	3
	⑵ 事故が起きた場合の対策	3
	⑶ 対処に困った場合	4
５	**悪徳商法**	4
６	**サイバー犯罪に巻き込まれないために**	6
７	**カルト宗教団体の勧誘について**	7
８	**薬物乱用防止について**	7
９	**性感染症について**	8
１０	**ＡＩＤＳについて**	8
１１	**禁煙について**	8
１２	**飲酒について**	8
１３	**事件などの対策**	9
１４	**学内で盗難にあわないために**	10
１５	**海外渡航について**	10
１６	**災害対応**	10
	地震が起きたら	10
	火災が起きたら	11
	台風の場合	11
	台風に備える	12
付録	**相談窓口連絡先一覧**	13

１．安全な学生生活を送るために

「危機管理」とは事件、事故又は災害などの不測の事態に対して、被害を最小限にするための手段とされています。

ここでは、本学の学生が日常の生活の中で遭遇する可能性がある、様々な「危機」に的確に対応するために知っておいて欲しい知識や情報を紹介しています。

トラブルに巻き込まれるのを未然に防ぐための知恵をしっかり身につけてください。

現代社会の若者を取り巻く環境には様々な危険が潜んでいます。「自分は大丈夫だ。」と安易に考えるのではなく「自分もトラブルに巻き込まれる危険性があるのだ。」という危機意識を持ち生活するよう心がけ、実り多い学生生活を過ごしてください。

２．緊急時の連絡

⑴　重大な事故や事件が起こった場合

・緊急の事態が起きた場合は、必ず大学又は担任に連絡してください。
・一人暮らしや寮生は緊急連絡先を携帯電話に登録し、目につくところへ貼って万一の場合に備えてください。
・下記の連絡先を携帯電話に登録して速やかに連絡できるようにしてください。

⑵　大規模な自然災害が起こった場合

・台風や地震など大規模な自然災害等が起こった場合で、安否情報が必要な場合は伝言ダイヤル「171」を利用し安否情報を伝えてください。携帯電話からも利用できます。

⑶　担任からの緊急連絡

・教員や事務局からの電話やメールの連絡があった場合は必ず返答をしてください。
・大学からの連絡に対して返答が３回以上ない場合、保護者等もしくは保証人へ連絡を行います。

連絡先

・ 代表電話番号　　０７２－４４６－６７００（代）
・ 緊急連絡電話番号　０９０－７３５１－６５０４（夜間、土曜・日曜、祝祭日）
・ E-Mail アドレス　　kinkyu@kawasakigakuen.ac.jp

緊急連絡網

・各クラス担任からの緊急連絡があった場合は、クラスごとの連絡網で速やかに情報を伝達してください。
・各クラスの連絡網は各自で確認してください。

別表１　学生緊急連絡網

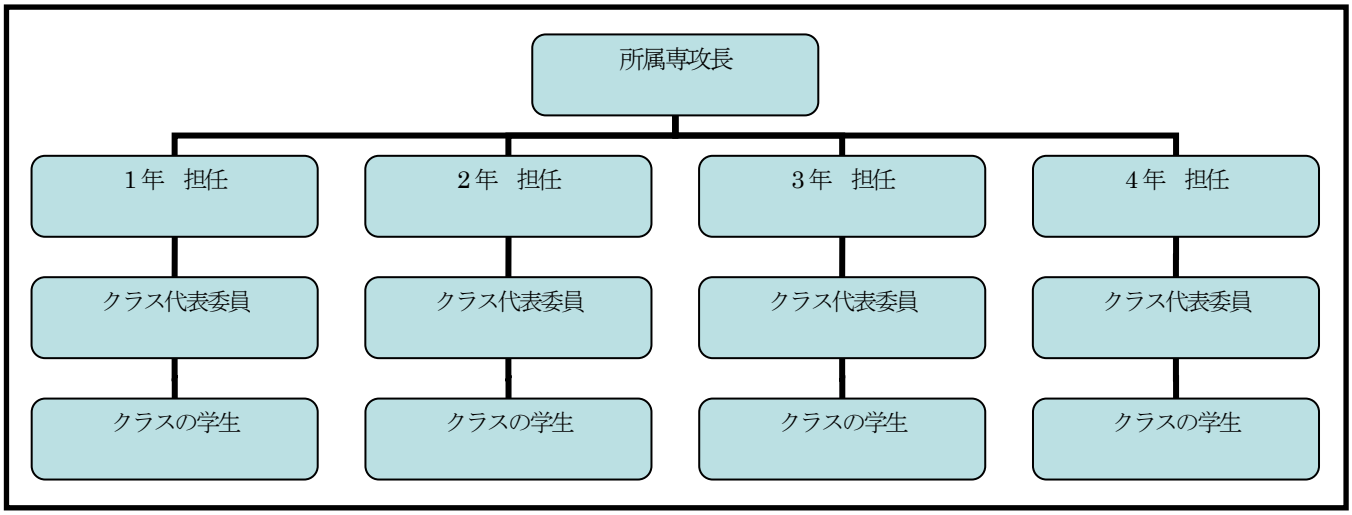

３．不審者・不審物の連絡

こんなときは、速やかに連絡をしてください。
・学内で、不審者や不審物を発見した場合
・火災等を発見した場合は
　⇒近くの教職員か事務局へ
・ 電話番号　０７２－４４６－６７００（代）
・ 内線　　１１２０、１１２２　（事務局　庶務係）
・ 内線　　１１２３、１１２４、１１２５、１１２６　（事務局　学務係）
・ 事務局が閉まっている場合は（夜間・土曜・日曜・祝祭日）
　⇒緊急連絡電話番号　　０９０－７３５１－６５０４

４．　交通事故への対策

学生一人一人が交通規則を遵守して、交通事故を起こさないよう心がけ、不慮の事故を防ぐよう細心の注意をはらってください。
万一事故に遭遇した場合は、速やかな対応が重要です。

⑴　交通事故防止のための注意事項

次の行為は大変危険ですので絶対にしないようにしてください。

■自転車
・雨の日の傘をさしながらの運転
・携帯電話を使用しながらの運転
・音楽プレーヤーを使用しながらの運転
・二人乗り
・夜間の無灯火運転
・飲酒運転
・一時停止、信号の無視
・極端なスピード運転
・歩道の走行
※　自転車で通学する場合は、事前に学務係に届け出て許可ステッカーの交付を受け、指定された場所に駐輪してください。

■自動車・バイク
・ヘルメットを着用しない、あごひもを締めない（バイク）
・シートベルトを着用しない（自動車）
・夜間の無灯火
・飲酒運転
・携帯電話の使用
・風邪薬
※　自動車・バイク通学を希望する場合は、事前に学務係に届け出て許可ステッカーの交付を受け、指定された場所に駐輪してください。

⑵　事故が起きた場合の対策

①　あなたが被害者になった場合

対　策

・すぐに１１９番・１１０番に通報
・免許書、車検証などでお互いの連絡先、氏名、年齢、職業、車両のナンバー、契約保険会社を確認

・事故現場、状況の確認
・周りに目撃者がいれば連絡先を確認しておく
・家族に事故の発生を連絡
・医療機関の診断を受け負傷の程度を確認
・医療機関での領収書は保管しておく
・担任教員や学務係へ事故発生の報告

② あなたが加害者になった場合

対 策

・ケガ人の保護と安全確保をする
・ケガ人を救助して救急車（119 番）を呼ぶ
・車両を安全な場所に移動
・車両は原則、現場維持し交通整理など注意し二次災害の発生を避ける
・警察（110 番）に通報
・一人で困難な場合は周囲に助けを求める
・被害者の連絡先、氏名、年齢などの情報を確認する
・自動車やバイクの自動車損害賠償責任保険（通称：自賠責保険）会社へ事故発生を連絡し、事後の手続きを依頼
・保護者等、家族へ事故の発生を連絡する
・担任教員や学務係へ事故発生の連絡を入れる

⑶ 対処に困った場合

・近くの交番や警察に連絡する
・自分一人で事故処理の判断を行わない
・担任教員や学務係へ相談する

５．悪徳商法

学生をねらった悪徳商法が多発しています。うまい話には絶対に乗らないようきっぱりと断ることが大切です。時には脅迫まがいの方法で引き込んできます。次に挙げるような巧妙な手口がありますので、くれぐれも注意してください。

① キャッチセールス

街頭を歩いていると「アンケートにお答えください」と声をかけてきます。さらに営業所や事務所に連れ込まれ、契約を迫られます。

例：化粧品・美容器・エステ・絵画　など

② アポイントメント･セールス

「あなたが抽選で当たりました」などと電話やメールが入り、セット販売で高価な商品を買わされます。

例：アクセサリー・会員権・絵画　など

③ マルチ商法

「友達を紹介するだけで儲かりますよ～」などと誘われます。友達や知人などの人間関係を利用して勧誘されるため、安心し警戒心を緩めてしまいがちです。

例：化粧品・浄水器・健康食品　など

④ あいまい表示のインターネットサイト

「登録無料」や「初期費用タダ」などのふれこみで勧誘します。利用料金が高額であったり、個人情報が盗まれます。

例：占い・懸賞サイト・ダイエット食品・健康食品・ネットオークション　など

⑤ カードローン

クレジットカードによる現金の貸付、現金がなくても商品の購入ができるカードローンがあります。利用に当た

っては絶対に無理のないように十分な支払い計画をもち、自分の返済能力に応じた範囲内での利用に努めてください。最近では健康保険証によっても簡単に貸付を受けられますので、自分を見失うことなく、賢い消費者になるよう心がけてください。

⑥ **デート商法**

携帯電話やインターネット等の出会い系サイトで知り合った異性からデートに誘われ、イベント会場でアクセサリーの購入等を契約させられてしまう商法です。恋愛感情を巧みに利用して契約させるのが目的です。

例：アクセサリー・絵画・毛皮　など

⑦ **資格商法**

就職活動に有利などとの誘い文句で、英会話や資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法です。

例：英会話

⑧ **訪問販売**

ひとり暮らしを狙って、販売員が訪問してくる商法です。突然訪問し、電話会社や消防署職員を装い無料点検と言い商品の購入を長時間、執拗に勧めます。ドアを開けない、部屋に入れないで対応しましょう。

例：消火器・浄水器・電話機　など

⑨ **身に覚えのない架空請求**

利用した覚えのない架空請求の有料サイト利用料、情報提供料などを請求する文書が電子メール、葉書、封書で送られて来ます。身に覚えがない場合は、無視し返信しないこと。個人情報を教えることになります。

被害にあわないための５か条

① いらないものは「いりません」とはっきり断ること
② その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族、友人など信頼できる人に相談を
③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・口座番号等）を安易に提供しない
④ 納得できない請求への支払いは慎重に
⑤ おかしいと思ったら、近くの相談窓口へ

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは無条件で契約を解除できるという制度です。

契約解除の通知は電話ではなく、クーリング・オフ期間内に書面（内容証明または、簡易書留）で相手方に通知してください。

■　クーリング・オフのできる期間

特定商取引法では契約書面を受け取った日から無条件で契約解除ができる期間が決まっています。

日　　数	種　　類
契約書面を受け取って８日間	訪問販売・電話勧誘・アポイントメント･セールス
契約書面を受け取って20日間	マルチ商法

■クーリング・オフができない場合

・化粧品、健康食品などの消耗品を開封し少しでも使用した場合。
・3000円未満の現金取引
・乗用車

公的機関の相談窓口

「しまった・困った・だまされた」と思ったらすぐに相談をしてください。

相　談　窓　口	管　轄	電話番号	受　付　時　間	備　　考
消費者相談	貝塚市役所 市民相談室	072-433-7190	午前10時～12時 午後　1時～4時30分	月～金 年末年始、 祝祭日を除く
消費生活センター 消費生活相談	大阪府庁	06-6616-0888	午前9時～午後5時	月～金 年末年始、 祝祭日を除く
悪徳商法 110番	大阪府警 生活経済課	06-6941-4592	24時間	

６．サイバー犯罪に巻き込まれないために

■　インターネット上での主な犯罪行為

・他人のID・パスワードを悪用する行為（不正アクセス禁止法違反）
・インターネットオークション等における架空販売行為
・出会い系サイト等による児童買春ポルノ法違反、出会い系サイト規制法違反
・わいせつ画像をインターネットで公開するわいせつ物公然陳列
・インターネットの掲示板を利用した犯行予告行為
など

楽しいネット生活を送るために

■　ルールとマナーを身につけよう

ネットでも、実社会と同じようにルールやマナーがあります。インターネットを利用する上でのルールやマナーをしっかり身につけ快適なネット利用を心がけましょう。

■　自分の身は自分で守ろう

インターネットの世界では、「自己責任」「自己防衛」が大原則です。
ユーザIDやパスワードをはじめとする個人情報は、他人に悪用されないよう、きちんと管理しましょう。

■　物事を判断する力を身につけよう

インターネットは、便利で有益な情報だけではないので、何でもすぐに信じ、答えたりしてはいけません。困ったときには、すぐに相談しましょう。

携帯電話を使うとき

・チェーンメールやデマメールは、他人に転送せず、すぐに削除しましょう。
・一方的に送られてくる迷惑メールも、安易に登録したり返信したりせず、すぐに削除しましょう。
・携帯電話から出会い系サイトを利用した事件が急増しています。危険な思いをしないためにも、安易に出会い系サイトを利用するのはやめましょう。
・全く身に覚えのない料金請求のメールや電話は、無視しましょう。自分の個人情報や住所、電話番号）は絶対に相手に教えないようにしましょう。

ホームページを作るとき・利用するとき

・自分でホームページを作る時は、注意が必要です。他人の文章や絵、音楽、キャラクターなどは無断で利用すると著作権侵害になってしまいます。

インターネットを利用するとき（セキュリティ対策）

・ウイルス検知ソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルを常に最新の状態に更新し、ウイルス対策を万全にしましょう。
・OS（Windows など）やブラウザ（インターネットエクスプローラーなど）には、頻繁にセキュリティーホール（欠陥）が発見されています。常に修正プログラム（パッチ）で更新しておきましょう。
・インターネットの世界で、一番重要なユーザＩＤとパスワードは、他人に知られないよう大切にしましょう。

インターネット利用７か条

① インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る。
② 他人のプライバシーを尊重する。
③ 住所・氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する。
④ ID・パスワードなどの管理を徹底する。
⑤ 他人のミスを大げさに指摘しない。
⑥ メールを送る前に、内容をよく確認する。
⑦ 面と向かって言えないことは書かない。

７．カルト宗教団体の勧誘について

正体を隠しサークル活動や勉強会などを装いカルト宗教団体が自宅やアパートに訪れて入会を勧誘します。
「友達ができる」「幸福について考えませんか」「アンケートに答えてください」「コンサートに参加しませんか」などと近づき自分たちの宗教団体名や実態を隠して勧誘します。初めは親切で優しい対応で良好な関係を作って行きますが、やがて宗教に関する話題を出され入会させられているという場合がよくあります。
そのような団体に入会してしまうと金品を要求され、家族や友人との関係が損なわれてしまいます。いつの間にか巧みにマインドコントロールされ、容易に抜け出せなくなり貴重な学生生活を失います。このような被害に遭わないようにくれぐれも注意してください。

危険な宗教にのめり込まないための対策

① 怪しい勧誘を受けたらきっぱりと断る
② 相手の話には取り合わず無視する
③ 第三者に相談する
④ メールアドレスや電話番号などの個人情報はむやみに教えない
⑤ 大学名や住所を教えない

８．薬物乱用防止について

薬物は、その使用はもちろん持っているだけ、栽培・製造あるいは販売行為も重大な犯罪行為で懲役に処せられます。いったん手を出すと習慣化しやすく抜け出せず、通常の社会生活を送れないようになり取り返しのつかない結果になります。甘い誘いに気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。
万一そのような行為を行った学生があれば、本学としては退学を含む厳重な処分を下すことになります。

【薬物を取り締まる法律】

MDMA・コカイン	麻薬及び向精神薬取締法　懲役７年	違法ドラッグ	薬事法　懲役５年
大麻	大麻取締法　懲役５年	あへん	あへん取締法　　懲役７年
シンナー	毒物及び劇物取締法　懲役１年	覚せい剤	覚せい剤取締法　懲役 10 年

９．性感染症について

10 歳代後半から 20 歳代前半の間に、自覚症状が少ない性感染症が大流行しています。感染している事には気づかず放置しているうちに、他の感染症にかかりやすくなるなど健康障害を増幅させます。ほかの病気を含めても、若者の間にこれほど広がっている病気はありません。

性行為によりうつされる（sexually transmitted）疾患を「性感染症」（sexually transmitted disease:STD）と呼びます。年齢別では、10 代後半から 30 代の患者が多く、全体の約８割を占めています。自覚症状があれば、ひとりで悩まないで医師の診察を受けましょう。長引くと慢性化や耐性菌となり難治性となる可能性がありますが、早目に治療すれば治療効果も大きく、後遺症も少なくなります。

１０．ＡＩＤＳについて

エイズ（AIDS）とは体に備わっている免疫機能が働かなくなる病気で、正式には AIDS「後天性免疫不全症候群」といい、HIV「ヒト免疫不全ウイルス＝通称エイズウイルス」の感染によって引き起こされる病気です。

HIV は、治療をしなければ増殖を続け、免疫機能の中心的な役割を担っているリンパ球（白血球の一種）をつぎつぎに破壊します。その結果、免疫不全状態に陥り、様々な感染症や悪性腫瘍などを引き起こします。
現在では医師による抗 HIV 剤の治療を受けることにより治療が可能です。

相談窓口　性感染症や AIDS の症状や相談、検査機関の情報

大阪府エイズテレホンサービス（２４時間使用可）	電話：　０６－６９４２－９５２０
大阪府エイズ電話相談	（月～金曜日　９：００～１８：００、祝日、年末年始を除く。） 電話：　０６－６９４１－０４５６

１１．禁煙について

大学構内、体育館、駐輪場、付帯施設、周辺道路はすべて禁煙です。

受動喫煙による被害など他人への迷惑に十分配慮してください。正門付近や駐輪場での喫煙は歩行者や利用者の迷惑になっています。タバコやゴミのポイ捨てなど、医療人を目指す学生として喫煙の習慣をなくしマナーを守りましょう。

どうしても禁煙できないときは担任や学務係に相談しよう。

禁煙のメリット

・食べ物がおいしくなる
・浮いたタバコ代で貯金ができる
・スポーツをしても息切れしない、持久力が違う
・服や髪に臭いがつかない

１２．飲酒について

未成年の飲酒は、法律で禁止されています。

・イッキ飲みは危険、絶対にしない
・無理に他人に勧めない
・先輩に勧められても断る
・飲酒運転は絶対にしない

対　策

・酔いつぶれた人を絶対に一人にしない
・反応が無い場合はすぐに救急車を呼ぶ
・吐きそうなときは、横向きの状態で吐かせる
・毛布などをかけ体温の低下を防ぐ

１３．　事件などの対策

安全な学生生活を送るため、様々な事件に巻き込まれないよう以下の事に注意してください。

被害にあわないために

・不必要に遅くまで構内に残らない
・暗く、人通りの少ない場所は避ける
・夜間の一人歩きはしない
・危険を感じたら逃げる
・不審者には関わらない

加害者には絶対ならないこと

・痴漢・盗撮は刑法の強制わいせつ罪（6 月以上 10 年以下の懲役）
・万引き・ひったくりは窃盗罪（10 年以下の懲役）
・放置してある他人の自転車を乗り回した場合は占有離脱物横領罪
（1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金若しくは科料）
・これらで逮捕された場合は警察の取調べ、指紋と顔写真を取られることがあります。

女性被害相談窓口（学内）

女性被害相談窓口（教務課）	西出・喜納	072(446)6700

相談窓口

ストーカー110 番	大阪府警	06-6937-2110	24 時間
性犯罪ウーマンライン	大阪府警	06-6941-0110	午前 9 時から午後 5 時まで （女性警察官が対応） 土・日・祝日および上記の時間帯以外は留守番電話で対応
ちかん被害相談 （鉄道の利用時の被害）	鉄道警察	06-6885-1234	24 時間 女性警察官が対応

１４．　学内で盗難にあわないために

教室や、体育館更衣室などで盗難が発生しています。日頃からの心構えが盗難防止につながります。

被害にあわないための対策

・貴重品は身につける
・かばんや持ち物を机や更衣室に置きっぱなしにしない
・ロッカー室を離れる時は必ず鍵をかける
・持ち物には名前を書く（特に教科書類）
・大金は持ち歩かない
・クラブや授業の時、貴重品は大学の個人ロッカーに施錠して保管するか体育館内で、みんなの目につく所へ置いておく
・自転車やバイクは鍵とチェーンをかけダブルロックする

１５．海外渡航について

海外旅行や海外研修に参加する際は、学務係に届出（旅行届）を提出し、以下の点に注意し、安全に渡航してください。

・海外安全情報（外務省　海外安全ホームページ）を事前に確認する
・家族・知人に旅行日程・連絡先を残すようにし、また旅レジ（外務省海外旅行登録）に登録する
・日本大使館、総領事館等の現地の緊急連絡先を事前に確認する
・海外旅行保険等に加入する
・渡航先によっては予防注射やワクチン接種等が必要な場合があるので、事前に確認する

１６．災害対応

地震が起きたら

まず、身体の安全の確保

・机やテーブルの下に身をかくし、落下物等から頭部を守る
・戸、窓を開けて避難口を確保

あわてず、火災をふせぐ

・火が出たら素早く消火、大声で出火を知らせと協力を求める
・火が出ていないときは、火の元の確認（ガス栓を閉める・電源プラグを抜く）

避難の方法

・あわてて外へ飛び出さない
・川、池などの地盤のゆるみがあるので近寄らない
・誘導指示に従いパニックにならず冷静に行動する
・避難は徒歩で、動きやすい服装で荷物は最小限にする
・部屋から避難するときは、ブレーカーを落とす

正しい情報の入手を

・消防署・警察署からの情報に注意する
・ラジオ・テレビの報道に注意する

火災が起きたら

通　報

・大声で周囲に知らせる
・火災報知器や、事務局、教員へ場所と状況を知らせる

初期消火

・消火器は各階の廊下に設置しています
・すばやく初期消火に努める
・身に危険を感じたら速やかに避難
・壁や天井に炎が回れば煙を吸わないよう濡れタオルやハンカチで口を覆い低い姿勢で避難
・屋外では頭を保護し、落下物に注意をする

消火器の使い方

・安全ピンをぬく
・ホースを火の元へむける
・レバーを強く握って放射する
　※低い姿勢で煙や熱から身を守る
　※逃げ口を背にして消火する

台風の場合

台風時における授業等の取扱い

本学では、気象警報発令時および公共交通機関不通時の授業・試験について以下のように定めます。

(1)　授業の休講、試験の延期について

下記①～④の場合、授業を休講し、あるいは試験を延期します。

①　指定地域（大阪府泉州、南河内又は和歌山県北部）のいずれかに特別警報又は暴風警報が発令された場合
②　崖崩れや水災害などで学生の登校が困難だと学長が判断した場合
③　ＪＲ西日本（天王寺～和歌山間）、南海電鉄（なんば～和歌山市間）、水間鉄道（貝塚～水間観音間）のうち、いずれかの交通機関が全面的に不通の場合
④　授業あるいは試験開始直後に、上記の事態が生じた場合

※上記以外の路線で、不通や運行の乱れにより通学が困難になった場合は、「公共交通機関の運行時間が乱れた場合」を参照。

(2)　気象警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の再開について

気象警報が解除された場合、かつ公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を再開します。

①　午前 7 時 00 分までに警報解除・運行再開された場合、1 時限から行います。
②　午前 10 時 00 分までに警報解除・運行再開された場合、3 時限から行います。
③　午前 10 時 00 分を過ぎても警報解除・運行再開されなかった場合、当日の授業はすべて休講とし、試験は延期します。

⑶　気象警報の発令・解除、公共交通機関の運行確認と周知について

気象警報の発令・解除および公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の発表によります。また1時限の授業開始直後に、警報等の発令の事態が生じた場合は、掲示板・学内放送により周知します。

⑷　気象警報の発令・解除、公共交通機関不通等での授業の休講、または試験の延期について

①　授業休講のため補講が行われる場合は、掲示板でお知らせします。
②　試験延期の場合は、延期当日を含めた3日以内に掲示板でお知らせします。

指定地域以外に居住する学生の場合

指定地域以外に居住する学生は、登学時その居住地域において特別警報又は暴風警報が発令されている場合、本学に連絡した上で自宅待機し、テレビ・ラジオなどの気象情報を確認の上、以下のように行動してください。

①　午前7時00分の時点で「警報」が発令されている場合は、午前は自宅待機とする。
②　午前10時00分までに「警報」が解除された場合は、午後から通常通りとする。
③　午前10時00分の時点で「警報」が発令されている場合は、1日自宅待機とする。

※自宅待機の場合、遅刻・欠席の扱いはしません。
※授業については、①～③のとおり実施しますので、大阪府泉州、南河内、和歌山県北部の状況に注意してください。

公共交通機関の運行時間が乱れた場合

不通や運行の乱れにより登学が困難になった場合は、当該の交通機関が発行する「遅延証明書」（およびそれに準ずるもの）・「振替乗車票」（あるいはそれに準ずるもの）を学務係又は担当教員に提出してください。その場合にのみ遅刻・欠席などとして取り扱われなくなります。提出が困難な場合でも、口頭にて申し出るようにしてください。

※　定期試験日に上記の気象警報・交通機関の遅延で公欠扱いになった学生に対して、当該試験について追試験を行います。

通学途中に警報が発令された場合

①　警報発令の情報を得た時点で、最終の交通路線（水間鉄道・JR阪和線またはスクールバス）を利用していれば、原則的にそのまま登学してください。
②　徒歩・自転車・バイク等による通学の学生が、登学途中に警報発令の情報を得た場合は、地理的な条件によって登学か帰宅か、より安全な方を選んでください。できれば大学に連絡するようにしてください。

授業中に警報が発令された場合

①　大阪府南部地域に警報が発令された場合、休講になる場合があります。
②　休講になった場合は、学内に留まらず速やかに自宅へ戻り情報に注意してださい。
③　居住地に警報が発令された場合、状況により休講になる場合があります。その際は②に従ってください。

台風に備える

台風が来る前に

・常にラジオ・テレビ・インターネット等で最新の情報を収集する
・雨で増水した河川や側溝など危険な場所へ近づかない
・部屋の窓はしっかり閉め、雨戸を閉める
・雨戸のない窓は、施錠しガムテープやカーテンを閉めガラスが割れた際の飛散を防ぐ
・ベランダの物干し竿や、植木鉢等は室内に片付ける
・停電に備え携帯ラジオや懐中電灯、飲料水を用意する
・授業の休講、試験の延期等が予測されるので大学からの情報に注意する

台風の接近・通過中は

・テレビ、ラジオの注意報・警報の情報に注意する
・強風がおさまった 1～2 時間後に再度吹き返しの強風がやってくるので屋外に出ない

◆◆　相談窓口連絡先一覧　◆◆

大阪河﨑リハビリテーション大学
学務係　０７２－４４６－６７００
緊急連絡電話番号　（　夜間・土曜・日曜・祝祭日　）　０９０－７３５１－６５０４
E-Mail アドレス　kinkyu@kawasakigakuen.ac.jp

相談窓口	管轄	電話番号	受付時間	備考
貝塚警察署		０７２－４３１－１２３４		
覚せい剤に関する困りごとの相談や情報	大阪府警察本部薬物対策課	０６－６９４３－７９５７	月～金 9：00～17:45	
悪質商法 110 番	大阪府警察本部生活経済課	０６－６９４１－４５９２	月～金 9：00～17:45	
ストーカー110 番	大阪府警	０６－６９３７－２１１０	24 時間	
性犯罪ウーマンライン	大阪府警	０６－６９４１－０１１０	9：00～20：00	女性警察官が対応
列車内ちかん被害相談	鉄道警察	０６－６８８５－１２３４	24 時間	女性警察官による24 時間対応
貝塚市消費生活センター	貝塚市市民相談室	０７２－４３３－７１９０	月～金 10：00～20：00	年末年始、祝祭日は除く
大阪府こころの健康総合センターこころの電話相談	大阪府	０６－６６０７－８８１４	月～金 9：30～17：00	年末年始、祝祭日は除く
岸和田保健所	地域保健課	０７２－４２２－５６８１	詳しくは問い合わせてください	感染症について（結核・エイズ等について）こころの健康相談
泉佐野保健所	地域保健課	０７２－４６２－７７０１	詳しくは問い合わせてください	感染症について（結核・エイズ等について）こころの健康相談